

消費税転嫁対策に関する取組状況について

平成28年7月

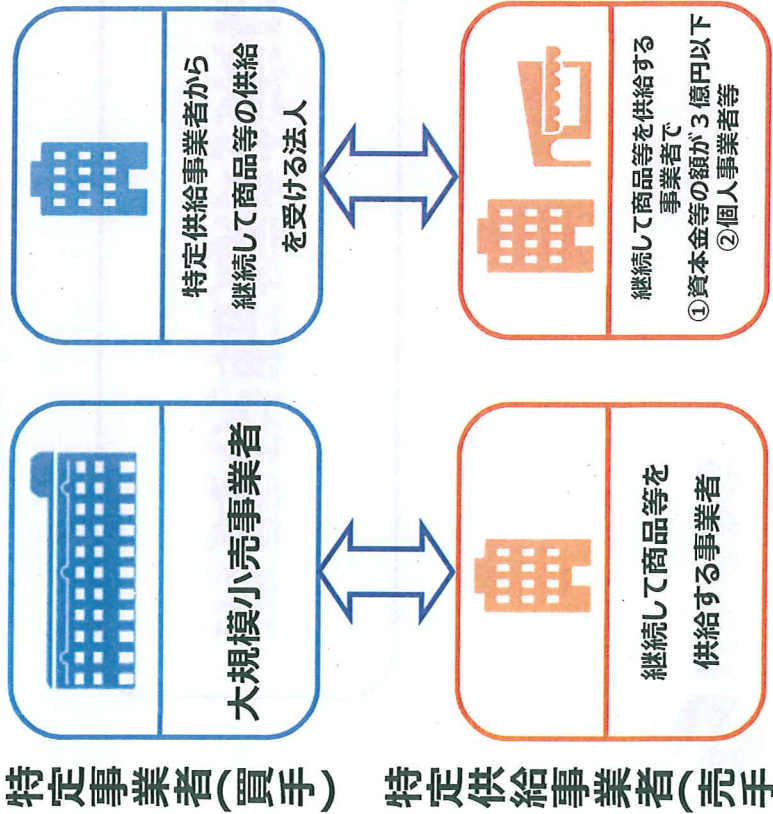
中国経済産業局消費税転嫁対策室

消費税転嫁対策 ～消費税転嫁対策特別措置法の概要①～

平成26年4月及び平成29年4月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的に、**特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し**、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるもの。

1. 転嫁拒否等の行為の是正

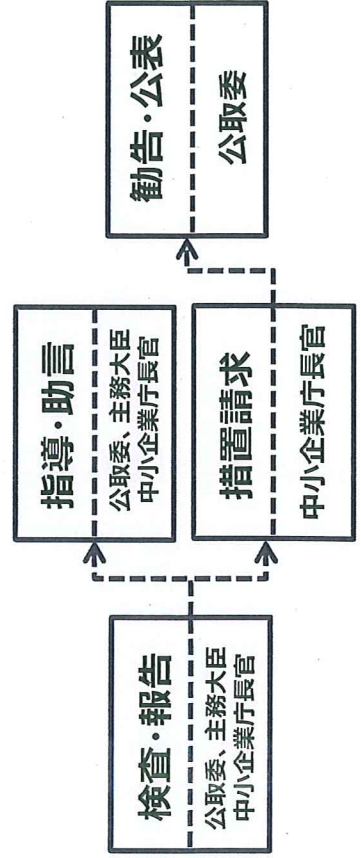
対象



特定事業者に対して以下の行為を禁止



政府は検査・指導等を実施



消費税転嫁対策

～消費税転嫁対策特別措置法の概要②～

2. 転嫁を阻害する表示の是正

以下の表示を禁止

消費者に消費税を転嫁していない旨の表示

- 例 1 : 消費税還元セール
- 例 2 : 消費税はサービス

消費者が負担すべき消費税額の全部または一部を価格から値引きする旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

- 例 1 : 消費税率上昇分値引きします
- 例 2 : 消費税 8 % 還元セール

消費税に関連して消費者に経済上のサービスを提供する旨の表示

- 例 1 : 消費税相当分ポイント付与します
- 例 2 : 消費税増税分をキャッシュバック

3. 価格表示の特別措置

価格表示は原則「総額表示」、ただし以下の場合には特例が適用

表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じている。

〇〇〇円 (税抜き)

〇〇〇円 + 税

〇〇〇円 (税別)

〇〇〇円 (本体)

9,800円
(税込 10,584円)

9,800円 (税込 10,584円)

税込価格にあわせて税抜価格を表示する場合、税抜価格が明瞭に表示されているときは、その税抜価格について景品表示法の不当表示の禁止規定を適用しない。

※消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については消費者庁長官等が実施。

4. 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

転嫁及び表示カルテルについては、独占禁止法の適用除外 (公取委への届出制)

転嫁カルテル

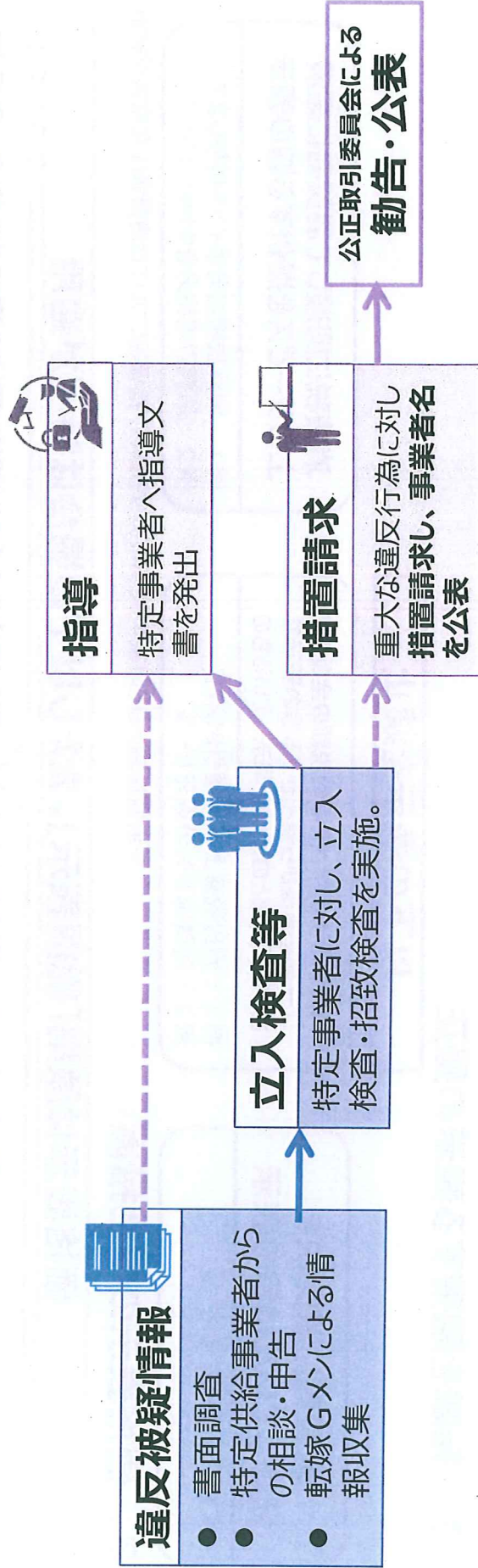
- 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定など
- 端数の合理的な範囲での処理の決定

表示カルテル

- 価格について統一的な表示方法を用いることなど

消費税転嫁対策 ～徹底した監視・取締りの実施～

- 大規模な書面調査や全国に474名配置している転嫁対策調査官（転嫁Gメン）による調査を踏まえ、取引先を買いたたき等を行っている可能性のある事業者に対し、迅速に立入検査等を実施。
- 法律違反の事実が明らかになった場合には、違反事業者に対して改善指導を行う。
- 特に、重大な違反と判断された事業者については、当省から公正取引委員会に対し、違反行為の是正を勧告することを求める（措置請求）と同時に、その事業者名を公表。



- 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会とも連携をして、
①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、
転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行っている。
- 消費税転嫁対策に関する取組状況の公表（平成26年3月から毎月公表）

① 監視・取締り対応

(1) 消費税転嫁対策に係る体制の整備

○消費税転嫁対策調査官（転嫁Gメン）を全国に474名配置

(2) 転嫁拒否行為に対する監視・取締状況（平成28年5月末時点）

○公正取引委員会に対し措置請求を平成26年8月に3件、平成27年4月に2件実施

調査着手件数	立入検査件数	指導件数	勧告件数	措置請求
8,150件	3,868件	2,844件	33件	5件

※調査着手件数及び指導件数は公正取引委員会との合算

(3) 書面調査の実施（公正取引委員会と合同）

- 平成25年度に15万件の大規模な書面調査を実施
- 平成26年4月以降、悉皆的な大規模書面調査を実施
- 平成26年4月以降、大規模小売事業者及び大企業等に対する書面調査を実施

(4) 転嫁Gメンによるパトロールの実施

- 転嫁Gメンがスーパーやドラッグストア等に対する出張相談（3月末現在計14,167件）
- 商工会、商工会議所の経営指導員等との人的ネットワークの構築（3月末現在2,896件）
- 地方銀行、信用金庫、に対する訪問（3月末現在計780件） ○事業者団体等に対する訪問（3月末現在計1,900件）

(5) 特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底

- 平成27年度、下請ガイドライン説明会及び消費税転嫁対策特別講習会を計255回実施

中小企業庁における消費税軽減策の取組

表1:【参考】指導・勧告件数の内訳(業種別)

※公正取引委員会との合算値

業種	指導	勧告	合計
建設業	325件	2件	327件
製造業	732件	1件	733件
情報通信業	343件	2件	345件
運輸業(道路貨物運送業等)	209件	1件	210件
卸売業	205件	1件	206件
小売業	254件	7件	261件
不動産業	92件	6件	98件
技術サービス業(広告・建築設計業等)	192件	0件	192件
学校教育・教育支援事業	58件	2件	60件
その他(注1)	434件	11件	445件
合計	2,844件	33件	2,877件

表2:勧告及び指導件数の内訳(行為類型別)

※公正取引委員会との合算値

行為類型	指導	勧告	合計
減額	95件	3件	98件
買ったたき(注2)	2,484件	33件	2,517件
役務利用・利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での交渉	253件	0件	253件
合計(注3)	2,904件	36件	2,940件

(注1)「その他」は、医療福祉、自動車整備業、機械等修理業等である。

(注2)買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月以降に違反の恐れがあるものを含む。

(注3)事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1で記載の合計件数とは一致しない。

② 広報・相談対応

(1) 広報対応

○消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアルを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて全国の事業者へ配付（約109万部を配付済）

※平成27年9月には、指導事例等を記載したポケット版のパンフレット（「損をしない消費税転嫁対策」）の作成、手引き及びマニュアルの刷新を行い、中小企業団体等への配布やウェブサイトへの掲載を行っている。

○「中小企業・小規模事業者経営力強化フォーラム」として消費税の適切な転嫁への理解を深めることなどを目的としたフォーラムを独立行政法人中小企業基盤整備機構主催で全国9カ所計15回実施。

(2) 事業者からの相談対応

○WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。（平成26年7月～）

○中小企業4団体において相談窓口を設置（2,324箇所）し、平成28年5月末までに約181万件の相談対応を実施。

○中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等を平成28年5月末までに約2万回実施、約49万人が参加。

月次モニタリング調査

●消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、平成26年4月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査(月次モニタリング調査)を毎月実施。

平成28年5月調査概要	全て転嫁できている	一部を転嫁できている	全く転嫁できていない	その他
事業者間取引 (B to B)	84.7%	7.5%	3.9%	3.9%
消費者向け取引 (B to C)	72.7%	15.2%	4.9%	7.2%

事業者間取引 (B to B取引) H26/7~H28/3

全て転嫁できている													(単位:%)								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前月比
83.4	83.3	82.7	82.2	82.7	83.2	83.4	85.1	85.3	85.5	85.9	84.4	85.5	85.8	85.8	84.9	85.1	84.7	85.8	85.9	84.8	▲ 1.1
一部を転嫁できている													(単位:%)								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前月比
9.4	9.8	10.2	10.2	9.8	9.2	9.2	8.0	7.9	8.4	8.3	9.4	8.4	8.4	8.5	8.4	8.0	8.8	8.1	8.0	9.2	1.2
全く転嫁できていない													(単位:%)								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前月比
4.0	3.8	4.3	3.9	4.2	3.9	3.5	3.2	3.2	3.7	3.6	3.8	3.6	3.5	3.6	4.0	4.0	3.9	3.4	3.4	3.5	0.1
その他(経営戦略上、転嫁しなかった場合など)													(単位:%)								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前月比
3.2	3.1	2.8	3.8	3.4	3.8	3.9	3.7	3.5	2.4	2.2	2.4	2.6	2.3	2.0	2.7	2.9	2.6	2.8	2.6	2.5	▲ 0.1

消費者向け取引 (B to C取引) H26/7~H28/3

全て転嫁できている													(単位:%)								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前月比
74.5	73.8	73.4	72.2	71.9	73.0	73.0	76.2	76.9	71.4	71.9	70.5	71.1	72.3	71.7	70.3	71.5	70.2	71.8	72.5	71.0	▲ 1.5
一部を転嫁できている													(単位:%)								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前月比
14.8	15.7	16.1	16.7	16.7	15.4	15.2	13.6	13.0	17.8	17.1	17.9	17.1	16.1	16.8	17.8	16.5	17.4	16.4	16.2	17.4	1.2
全く転嫁できていない													(単位:%)								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前月比
5.2	4.7	5.3	4.8	5.3	4.9	5.0	4.1	4.2	5.6	5.4	6.1	5.6	5.8	6.0	5.8	5.8	6.2	5.4	5.6	6.1	0.5
その他(経営戦略上、転嫁しなかった場合など)													(単位:%)								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前月比
5.5	5.8	5.2	6.3	6.1	6.7	6.7	6.2	5.9	5.2	5.6	5.4	6.2	5.8	5.4	6.0	6.2	6.2	6.4	5.8	5.5	▲ 0.3

(参考) 全国で相談を受け付けています!お気軽にご相談ください!

転嫁Gメンが消費税の転嫁にお困りの方の相談に応じます。お気軽に**中小企業庁**や最寄りの**経済産業局**にご相談ください。**秘密は絶対に守ります。**

担当部署	電話番号	担当部署	電話番号
中小企業庁 消費税転嫁対策室	03-3501-1502 03-3501-1503	近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	06-6966-6038
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	011-728-4361	中国経済産業局 消費税転嫁対策室	082-205-5337
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	022-217-0411	四国経済産業局 消費税転嫁対策室	087-811-8564
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	048-783-3570 048-600-0288	九州経済産業局 消費税転嫁対策室	092-482-5590
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	052-589-0170	沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室	098-866-0035

(参考) ホームページから情報を申告できる窓口を開設しています!

取引先事業者との取引の中で、消費税の転嫁拒否等の行為でお困りになっておりましたら、当該「申告情報受付窓口」から情報をお寄せください。

この調査に協力したこと及び回答内容について、取引先事業者など他の事業者に知らせることは一切ありません。また、回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。

●「申告情報受付窓口」ホームページ

アクセスはこちら

<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>



QRコードを読み取ると簡単にアクセスすることが出来ます。是非ご利用ください。



上記の、URLに直接アクセスしていただくか、QRコードを読み取って、「申告情報受付窓口」にアクセスしてください。

または